

レクリエーション、福祉備品貸出要項

別府市社会福祉協議会

1. 目的

地域や近隣におけるふれあい、交流事業、各種研修を行うグループ・団体に備品を貸し出すことで活動の活性化を図り、住民間交流を促進することを目的とする。

2. 対象者

貸出しの対象者は、その使用の目的が営利を求めず、かつ次の要件を満たす団体または個人とする。

- (1) 社会福祉法人別府市社会福祉協議会（以下「社協」という。）会員または社協の地域福祉推進事業に協力していること。
- (2) その他会長が認めるもの。

3. 貸出しの手続き

備品等の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は別府市社会福祉協議会の業務時間内に様式第1号により申請するものとする。

4. 貸出期間

貸出期間は、最長7日間とする。

5. 使用料

使用料は無料とする。

6. 遵守事項

備品等を利用するにあたり、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 目的に合った適切な使用法で利用しなければならない。
- (2) 改造、交換、転借をしてはならない。
- (3) 万一、使用者の故意または過失により備品等が破損もしくは紛失した場合、使用者にその実費の弁償を求めるものとする。

7. その他

この要項に定めるもののほか、備品等の貸出しに関する必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要項は、令和元年6月1日から施行する。